

都市と川との一体性という観点からみる 京都鴨川改修計画の景観設計の変遷

栢原 佑輔¹・林 倫子²・尾崎 平³

¹学生会員 関西大学大学院理工学研究科（〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35, E-mail:k771163@kansai-u.ac.jp）

²正会員 関西大学環境都市工学部（〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35, E-mail:mhayashi@kansai-u.ac.jp）

³正会員 関西大学環境都市工学部（〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35, E-mail:ozaki_I@kansai-u.ac.jp）

1987年から実施された京都鴨川の戦後の鴨川改修計画においては、背後地との調和、河川空間からの眺望景観保全等が設計内で考慮されており、その景観設計に対する評価も高い。本研究ではこの鴨川改修計画に着目し、その内容と景観設計の変遷を明らかにした。その成果として、1)鴨川改修協議会において検討案(1)~(4)が提示されており、検討案(1)から検討案(2)にかけての基本設計の変化が最大の転換点であったこと、2)その際「鴨川らしい景観」の具体化が行われ、視覚面・空間面のなじみ・調和を考慮した景観設計へと変遷したこと、3)この設計変更には、協議会における議論や設計者の自由な発想が大きく寄与していたこと、が明らかとなった。

キーワード: 景観設計, 河川改修計画, ふるさとの川モデル事業, 鴨川, 花の回廊, 親水

1. 結論

(1) 研究の背景と目的

京都鴨川は古都京都の中心を流れる都市河川であるが、良好な水辺空間として市民や観光客に親しまれており、その景観設計に対する評価も高い¹⁾。鴨川の景観整備については、戦前の鴨川改修計画においても風致に配慮した設計が行われたが、戦争により一部が未実施に終わっていた²⁾³⁾。その未実施部分を含めた三条~七条間に対し昭和62(1987)年より鴨川改修が行われ、現在に至る。よって、この戦後の改修計画における景観設計により現在の河川空間が形成されたものであるが、その設計意図や、どのような変遷を辿りこの景観設計がなされたのかについては明らかにされていない。

1980年代は、我が国における河川行政の転換期として位置づけられる⁴⁾。戦後から高度経済成長期にかけての治水・利水を主目的とする機能主義的な河川整備から脱却すべく、まちづくりと河川整備を一体的に実施する動きが本格化し始めた。周辺の景観や市街地整備等と調和のとれた河川事業を推進する「ふるさとの川モデル事業」(昭和62(1987)年~)や、「マイタウン・マイリバー整備事業」(昭和62(1987)年)、「桜づつみモデル事業」(昭和63(1988)年)等、河川空間と沿川環境

の調和を図る事業が次々に実施された。戦後の鴨川改修もまた、「ふるさとの川モデル事業」の一環として展開されたものであり、背後地である京都のまちとのつながりが上手くデザインに取り入れられ、背後地と沿川との調和、河川空間からの眺望景観保全などが設計に取り入れられた。したがって、その景観設計の設計意図や変遷は、鴨川に限らず同時期の日本の河川設計の発展過程を知る上でも、貴重な手掛かりとなるであろう。

そこで本研究では、京都鴨川の河川環境・景観に大きな変化をもたらされた戦後最大の鴨川改修計画に着目し、その内容と景観設計の変遷を明らかにすることを目的とする。

(2) 研究の方法

本研究では、特に昭和末年から平成にかけての京都鴨川における河川改修計画の内容と景観設計の変遷を明らかにするため、京都土木事務所所蔵の工事成果品、また京都府庁所蔵の鴨川改修協議会関連資料を用いた。加えて、改修計画検討時の京都府担当者や計画・設計を担当した株式会社空間創研(以後、(株)空間創研と記載)の吉田氏・立花氏にヒアリング調査を行った。

2. 戦後の鴨川改修の経緯と動向

(1) 改修計画の歴史

a) 戦前の鴨川改修

京都の鴨川では、遅くとも明治20(1887)年代から古都に相応しい風致に関する議論が見られたという。明治末年の改修事業においては、風致への配慮として、鴨川運河堤防上に敷設された鉄道の目隠しのために樹木植付が実施された⁵⁾。

鴨川の改修計画において初めて風致保護が謳われたのは、戦前の「鴨川高野川改修計画」である。これは、昭和10(1935)年6月の豪雨によって発生した鴨川大洪水を受けた鴨川及び高野川の抜本的な改修計画であった。河床切下げと東岸の京阪本線地下化による河道拡幅による流量確保(例えば荒神橋 580 m³/s, 四条下流 650 m³/s)のほか、二条以北の洪水敷への芝生の植栽, コンクリートの露出を防ぐ石張の護岸整備, 三条・五条の橋梁高欄の風致に調和した意匠などにより、風致保全が図られた。特に鉄道地下化は、先述の治水対策面に加え、跡地への都市計画道路「鴨川東岸線」建設による陸上交通政策面、鴨川東岸線の景観向上に繋がる景観政策面を総合的に視野に入れた画期的な計画であった⁶⁾。

改修工事は京都府が事業主体者となって昭和11(1936)年に着手されたが、第二次世界大戦の激化による資材不足や予算高騰などから昭和19(1944)年に廃止が決定され、災害復旧事業としての河川改修工事のみが昭和22(1947)年に完成したものの、鉄道地下化は行われなかった⁷⁾。鉄道敷設区間である三条～七条間については河道拡幅工事ができなかったため暫定整備に終わっており、同区間の疎通能力は目標値 580 m³/s～650 m³/s に対し、500 m³/s～600 m³/s 程度にとどまった⁸⁾。

b) 京阪本線の地下化と戦後の鴨川改修

経済の高度成長とともにモータリゼーションが進んだこともあり、中止されていた京阪本線(東福寺～三条間)の地下化計画は、戦後も継続して検討されていた。昭和47(1972)年度には京阪本線(東福寺～三条間)が連続立体交差事業調査箇所として採択され、昭和49(1974)年度には連続立体交差(地下化)事業として補助採択を得た。地下化事業は昭和54(1979)年3月に着工、平成元(1989)年3月に竣工した。当該区間が高架化ではなく地下化された理由として、用地買収の困難さや経済性のほかに、京都の歴史的・文化的な景観保全の観点があったとされる⁹⁾。この地下化計画に伴って京阪鴨東線(三条以北へ延伸、京阪三条～京福出町柳間)の建設計画も進められた。昭和58(1983)年11月に都市計画決定を受け、昭和59(1984)年11月に工事着工、平成元(1989)年10月に竣工した¹⁰⁾。

以上の工事が完了したことを契機として、鴨川と沿川の改修にも目が向けられた。暫定整備となっていた三条～七条間の治水安全度が見直され、流域の土地利用の変化及び下流での都市機能や資産の集中等を勘案し、抜本的な改修が必要であるとされた¹¹⁾。その際、治水対策と同時に鴨川が新しい京都の顔となるような景観整備を行う必要があるとして、京都府は、学識経験者や府民各界の意見を取り入れた整備計画の検討・策定を図るため、昭和62(1987)年7月に「鴨川改修協議会」を設置した。同協議会は約4年間で全8回・公聴会1回が開催され、「鴨川改修のあり方について提言」が取りまとめられた。提言には改修後のイメージパースなどが掲載されており、後に述べるように、景観設計の方向性が明確に示されている。

この提言を受けて、平成4(1992)年より七条大橋から上流に向かって改修工事が開始された。この改修では、鴨川左岸に「花の回廊」と呼ばれる歩道と河川管理用通路の機能を合わせ持つ遊歩道を整備することが主目的とされ¹²⁾、合わせて河道・高水敷等の整備も実施された。平成11(1999)年に「花の回廊」は完成し、戦後最大の鴨川改修は幕を閉じた。

(2) 鴨川改修協議会の動向と4つの整備計画検討案

先に述べた鴨川改修協議会の議事内容を見ると、治水面と景観面が同時並行で議論されていたことが確認される(表-1)。

まず治水面としては、第3回協議会までに河道改修と一部ダム貯留方式の併用が決定され、計画規模 1/100、計画流量 1200 m³/s(荒神橋地点)、ダム治水容量 800 万 m³が設定された。しかしその後開かれた公聴会において、ダム建設以外での治水対策の検討(分水路や遊水地(ママ))が多く公述人から要請されたため、第6回協議会後の平成2(1992)年7月2日に、荒巻京都府知事(当時)がダム建設断念を正式に発表した。その結果、第8回協議会内で採択された「鴨川改修のあり方について提言」の中ではダム建設には触れられず、荒神橋地点の計画流量を 1200 m³/s とする暫定整備が提案された。

景観面としては、第3回協議会で景観計画にあたる整備計画検討案(1)(以後「検討案(1)」と記載、以下同様)、第4回協議会で検討案(2)、第5回協議会で検討案(3)、第6回協議会で検討案(4)がそれぞれ提示された。検討案(1)は一部ダム貯留案の併用が決定する前に作成されたため、計画流量 1500 m³/s と 1200 m³/s 両案が記載されているが、検討案(2)以降は計画流量 1200 m³/s と設定し、それに合わせた景観設計が実施された。検討案(1)～(4)の検討業務は(財)リバーフロント整備センターが受注し、このうち検討案(2)～(4)の計画・設計は(株)空間創

表-1 鴨川改修協議会各回の要旨

	開催年月日	協議会内容	
		治水関連	景観関連
第1回協議会	昭和62(1987)年 7月13日	・鴨川の治水状況及び利用実態の把握	・流量の確保と河床の低下を防ぐことが景観上重要
第2回協議会	昭和62(1987)年 10月28日	・治水対策の計画規模を決定 ・治水対策の具体方式9案を提示	・左岸に植栽を施すことが提案される
第3回協議会	昭和63(1988)年 2月23日	・河道改修と一部ダム貯留方式の併用による治水対策の実施を決定	・整備計画検討案(1)の提示
第4回協議会	昭和63(1988)年 6月14日	・机上検討によるダム構想の概要(下流・周辺地域への効果)の説明	・整備計画検討案(2)の提示
公聴会	昭和63(1988)年 10月6日	・治水対策・景観対策について、府民の意見を聴取(公述希望者17人)	
第5回協議会	昭和63(1988)年 11月28日	・ダム構想を主とし、他の方式についても検討を行う	・整備計画検討案(3)の提示
第6回協議会	平成元(1989)年 4月5日	・ダム構想を主とし、他の方式についても検討を行う	・整備計画検討案(4)の提示
第7回協議会	平成2(1990)年 11月5日	・一部ダム貯留方式以外の総合的な治水対策の検討(ダム建設断念のため)	・第6回までのまとめ
第8回協議会	平成3(1991)年 8月21日	・「鴨川改修のあり方について提言」を発表	

研が担当した。各検討案はそれぞれ独立したものではなく、協議会内での委員の意見等を取り入れ、随時改良・更新されたものである。ただし検討案(2)は、(株)空間創研が検討案(1)の代替案という形で提案したとのことで、後に述べるように検討案(1)とは大きく異なっている。

このため、検討案(1)から(4)への変遷を見ることで、鴨川改修に係る景観検討の詳細及び変遷を把握することができる。なお、平成4(1992)年から実施された整備工事においては、検討案(4)からさらに設計変更が行われた。

3. 整備計画検討案の変遷

各検討案の特徴と位置づけを把握するため、各検討案目次に記載された検討項目をその内容に応じて分類するとともに(図-1)、協議会議事録での各検討案についての議論と関係者ヒアリングの内容を踏まえ、各検討案の設計意図および前案からの改良点を把握した。

検討案(1)では、設計の前提条件整理と基本設計が行われた。前提条件としては、「土地利用」「法規則」などの鴨川の特長や、鴨川の位置付け、利用者ニーズ等が指摘された。それらを基に「整備課題」が設定された¹³⁾。京都府の当時の担当者によると、当時から鴨川は親水空間としての市民満足度が高かったため、改修により従前の親しみやすいスケール感が失われてしまうこと、特に、高水敷や納涼床と、本川および高水敷上のみそそぎ川の水面との近接性が損なわれてしまうことが危惧されていたという。管理者側としてはいかに従前の鴨川のよさを損なわずに改修を行うかという点に関心をもっていたことがうかがえる。検討案(1)の基本設計では、この「整

備課題」に直接対応する形で「整備方針」が示され、それを基に「断面設定」で基本断面の設定が行われた¹⁴⁾。

しかしこの検討案(1)の基本設計は、協議会においてすべてが好意的に受け止められたとは言いがたい。第2案の右岸側へのみそそぎ川の新設には賛同の声も寄せられたが、特に左岸(東岸)側について、「人工的な、コンクリートでがんじがらめ」「京都という情緒的な自然景観と合わない」「歴史的な背景が盛り込まれた図面はない」¹⁵⁾など、京都の街にそぐわないとの意見が多数であった。その中で、委員の一人が、山と川の一体的な美しさを表す「山紫水明」の語をひきながら、左岸側の植栽に東山の前景としての役割の必要性、つまり鴨川越しに東山を望むという鴨川固有の景観の捉え方が必要であるとの意見を述べた¹⁶⁾。

以上の意見を踏まえ、その次の協議会で提示されたのが、検討案(2)である。前提条件と基本設計に加え、検討案(1)にはなかった詳細設計として、河川空間内の広場設計にあたる「ゾーン整備計画」や「植栽計画」が新たに追加された¹⁷⁾。このうち前提条件は、「大ゾーン特性」等が加筆されたものの¹⁸⁾、それ以外では検討案(1)の内容がほぼ踏襲されている。しかし基本設計は検討案(1)とは全く異なっている。中でも特筆すべきは、基本設計の「整備方針」の前に、目指すべき鴨川のイメージやコンセプトを示す「基本方向/コンセプト」が示されている点である。これは検討案(1)には見当たらず、新たに追加された項目である¹⁹⁾。

検討案(2)の基本設計のうち、「断面設定」と「基本方向/コンセプト」のうち基本断面に関連する部分は、協議会において好意的に受け止められ、最終案まで受け継がれることとなった。ただし「ゾーン整備計画」とそれに係るコンセプトには、「演出の抑揚が大事」「人工

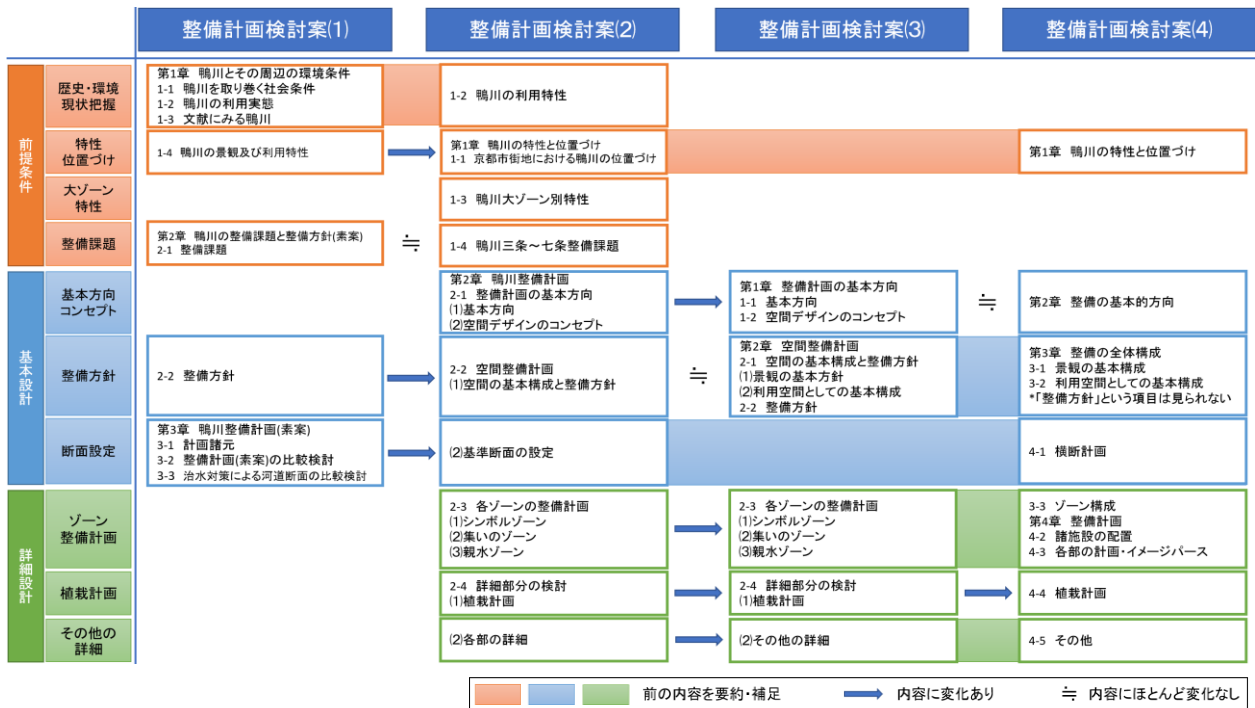


図-1 各検討案の検討項目の変遷

化しすぎている」²⁰⁾と、新たな批判が集なされた。

このため、その次の回に提出された検討案(3)では、検討案(2)から先述の「基本方向／コンセプト」と詳細設計が変更され、主に広場のデザインテイストが大きく変更された。なお検討案(3)には前提条件及び基本設計の「断面設定」の項目が見当たらないが、これらは検討案(2)がそのまま踏襲されたため省略されたものである。

続く検討案(4)では、ほとんどの内容が検討案(2)または検討案(3)の補足と微修正にとどまった。

以上のことから、各検討案は以下のように位置づけられる。

検討案(1)：設計の前提条件の整理と基本設計のたたき台が示された

検討案(2)：設計の前提条件整理は検討案(1)のものが概ね踏襲されているが、基本設計は検討案(1)から大きく変更され代替案として示された。その際、「基本方向／コンセプト」が新設された。また初めて詳細設計が実施された

検討案(3)：検討案(2)から前提条件と断面設定が踏襲され、「基本方向／コンセプト」および詳細設計の内容が変更された

検討案(4)：検討案(3)から詳細設計(植栽設計)が微修正された

つまり、改修計画の基本設計は検討案(1)～(3)で変更されてきており、特に検討案(1)から検討案(2)にかけて大きな変更が行われ、断面設定に関しては検討案(2)の基本設計が検討案(4)まで採用され続けたことが確認された。このため以下では、この改修事業の景観設計にお

ける最大の転換点ともいえる、検討案(1)から検討案(2)への変遷、特に基本設計の差異について論じる。

4. 検討案(1)と検討案(2)の基本設計の差異

(1) 「基本方向／コンセプト」の新設

検討案(1)と検討案(2)では、基本方針のうち「整備方針」が導かれるまでのアプローチが異なる。

検討案(1)では、前提条件の整理により得られた課題やニーズに直接対応する形で「整備方針」が示されていた。つまりこの時点での設計者は、従前の鴨川から得られる課題やニーズ以上に、デザインの発想の源泉となるコンセプトを持っていなかった、とも指摘できるだろう。前章に述べたように、市民や管理者の従来の鴨川河川空間に対する評価が高かったため、その「鴨川らしさ」を損なわないようにするということが自体が設計コンセプトと考えられていたのかもしれない。しかしそれは具体的なイメージや方向性を提示していないとも言え、協議会で批判されたように、設計における情緒、自然性、歴史性の欠如として受け止められてしまう原因となったものと考えられる。

一方検討案(2)では、「整備方針」を示す前に新たに「基本方向／コンセプト」が追加された。ここでは、「京都の顔としてより一層の高揚を図る」「京都らしさ・文化の特色を表象する」ことが謳われ、「風流」「婆娑羅」「侘び」「寂び」「見わたせば柳桜をこきまぜて都ぞ春の錦なりける(『古今和歌集』素性法師の

歌)」や、先述の「山紫水明」等のキーワードが着想された²⁾。これらは従前の鴨川の課題やニーズから得られるものではなく、先述の協議会での議論を踏まえ、設計者が自由な発想のもとに設定したものであるといえる。そして具体的な設計コンセプトとして、左岸では「右岸から左岸及び上流側への景観が水面・緑・背後の山と連続する構成」、「低水路を左岸側に寄せ、背後の東山・北山との3者の視覚的接続を図る」、右岸では「河川空間という大きなスケールとの調和を図りつつ、町並みを活かした景観の創出」が提示された²⁾。これらは後述する「整備方針」「断面設定」に大きな影響を与えている。

(2) 「整備方針」の差異

検討案(1)と検討案(2)の「整備方針」の概要を、表-2に示し比較する。検討案(1)では、左岸について「都市計画道路(筆者注：鴨東線)との一体整備」「沿川建築物の景観コントロール」²⁾など、先述のように、前提条件整理がほぼそのまま方針に転換されていた。一方検討案(2)においては、同じ左岸について「『花の回廊』の中軸に、川面-鴨東線-東山・北山を視覚的に連続させる」²⁾とある。方針がより具体的に示されており、協議会の意見にあったように、近景・中景にあたる河川空間内と沿川だけでなく、遠景にあたる背後の山まで含めた周辺環境を眺めの対象として考慮していることがわかる。また検討案(1)では言及のなかった右岸側についても、検討案(2)では「町家・納涼床との調和を図る」と示されている²⁾。これらは新たに追加された「基本方向/コンセプト」の内容を反映したものである。

検討案(1)では「鴨川らしい景観の継承・発展させる」ことを「基本方針」としながらも、「鴨川らしさ」とは何か、すなわち鴨川固有の景観・空間構成を具体的に定義していたわけではない。それに対して検討案(2)

では、「山紫水明の都」「水と緑に囲まれた径空間」など、鴨川の水面と左岸の高木や背後の東山・北山の緑といった具体的な景観の構成要素に言及し、「鴨川らしい景観」とは何かを明示している。

これらのことから、検討案(2)は、検討案(1)の前提条件整理を受け継ぎながらも、明示されていなかった「鴨川らしさ」を具体化し、結果として視覚面・空間面のなじみ・調和を達成する方策を提案したものと評価できる。

(3) 「断面設定」の差異

a) 断面設定に係る設計意図の抽出

検討案(1)には三条～四条間の、検討案(2)には三条～四条間、四条～五条間、五条～七条間の3種類の断面設定が示されている。両検討案の比較のため、ここでは三条～四条間の基本断面を取り上げ、その差異を述べる。

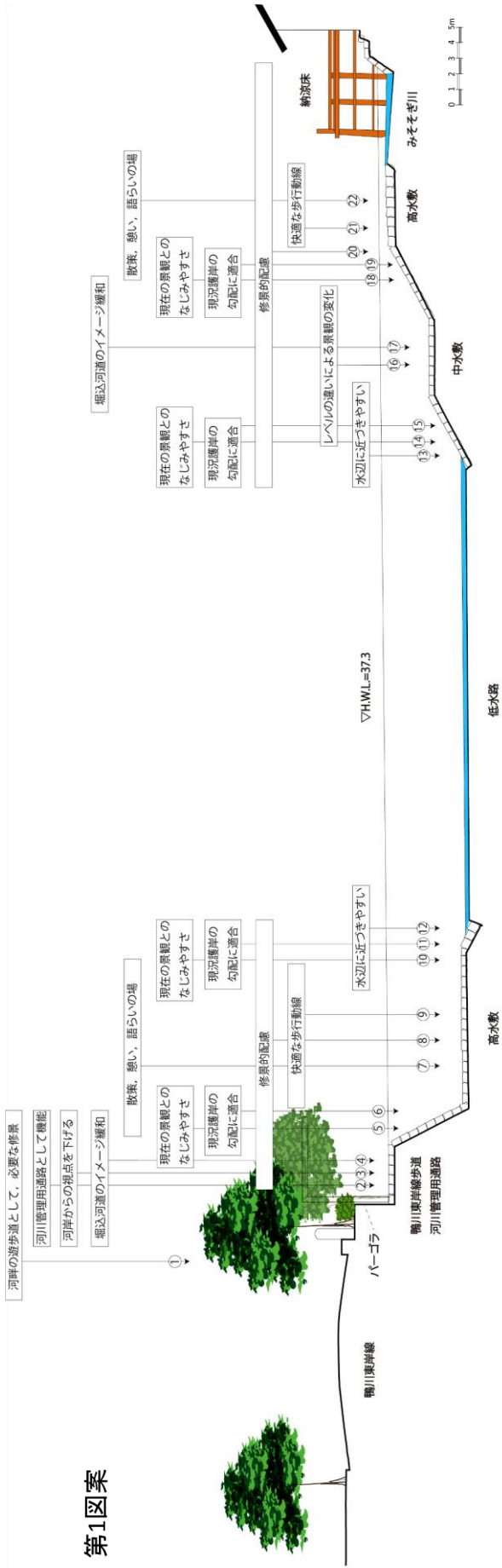
各検討案の設計意図を把握するため、検討案(1)については「3. 鴨川整備計画(素案)」内の「3-1. 計画諸元」「3-2. 整備計画(素案)の比較検討」から、検討案(2)については「2-2. 空間整備計画」内の「(1)空間の基本構成と整備方針」「(2)基準断面の設定」、及び「2-3. 各ゾーンの整備計画」内の「(1)シンボルゾーン(三条～四条)」から、左岸・右岸・低水路及びそれらを含む断面形状の設計意図を示していると考えられるセンテンスを抽出した。

さらに、抜き出したセンテンスから、断面設定の設計意図(機能や期待される効果)を抽出し、図-2 および図-3の断面図上に四角囲みのテキストボックスで示した。またそれらの意図に対応する具体的な設計内容については、断面図上に番号で示し(表-3～5と対応)、矢印で対応関係を示した。なお、各テキストボックスは、各意図が視野に入れている範囲を著者が推定し、それに対応するように、その配置と幅を調整している。

表-2 整備方針の概要

		整備計画検討案(1)	整備計画検討案(2)
基本方針		<ul style="list-style-type: none"> 鴨川らしい景観を継承・発展させる 良好な水辺空間による潤いのある都市環境の創出を図る 文化的役割を重視し、新たな河原文化の創出に繋がるような場を形成する 親水・遊水機能を十分発揮し得る空間を創出する 	<ul style="list-style-type: none"> 山紫水明の都にふさわしい、京都ならではの景観の継承・創出を図る 水辺空間と豊かな緑で形成される潤いのある都市環境の創出を図る 文化的役割を重視し、新たな河原文化の創出に繋がるような場を形成する 親水・遊水機能を十分発揮し得る空間を創出する
	景観	<ul style="list-style-type: none"> 左岸の都市計画道路との一体的整備により、左岸の新たな景観を創出する 川側を表とし、沿川建築物の景観コントロールの推進を図る 視点の変化が楽しめる遊歩道の整備を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 「花の回廊」を中軸に、川面-鴨東線-東山・北山を視覚的に連続させる みそそぎ川の保全を図り、町家・納涼床との調和を図る 様々なタイプの護岸を配し、変化に富んだ川の景観を創出する
	空間利用	<ul style="list-style-type: none"> 上流から下流に至る遊歩道を整備し、散策、憩い、語らいの場を提供する 文化的な活動のできる集いの広場の整備を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 水と緑に囲まれた径空間を三条～七条まで連続させ、静的な利用に供する 公園等と一体的な整備を図り、イベント等に供する拠点広場を設ける

第1図案



第2図案

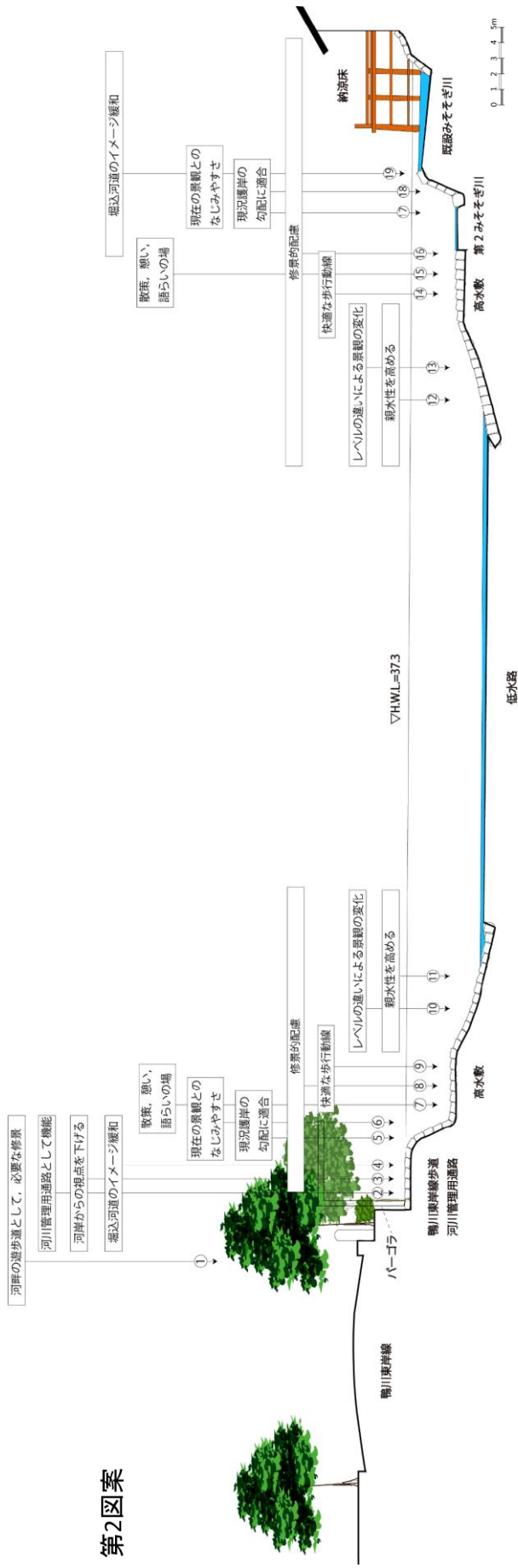


図-2 検討案(1)の断面図(模式図)

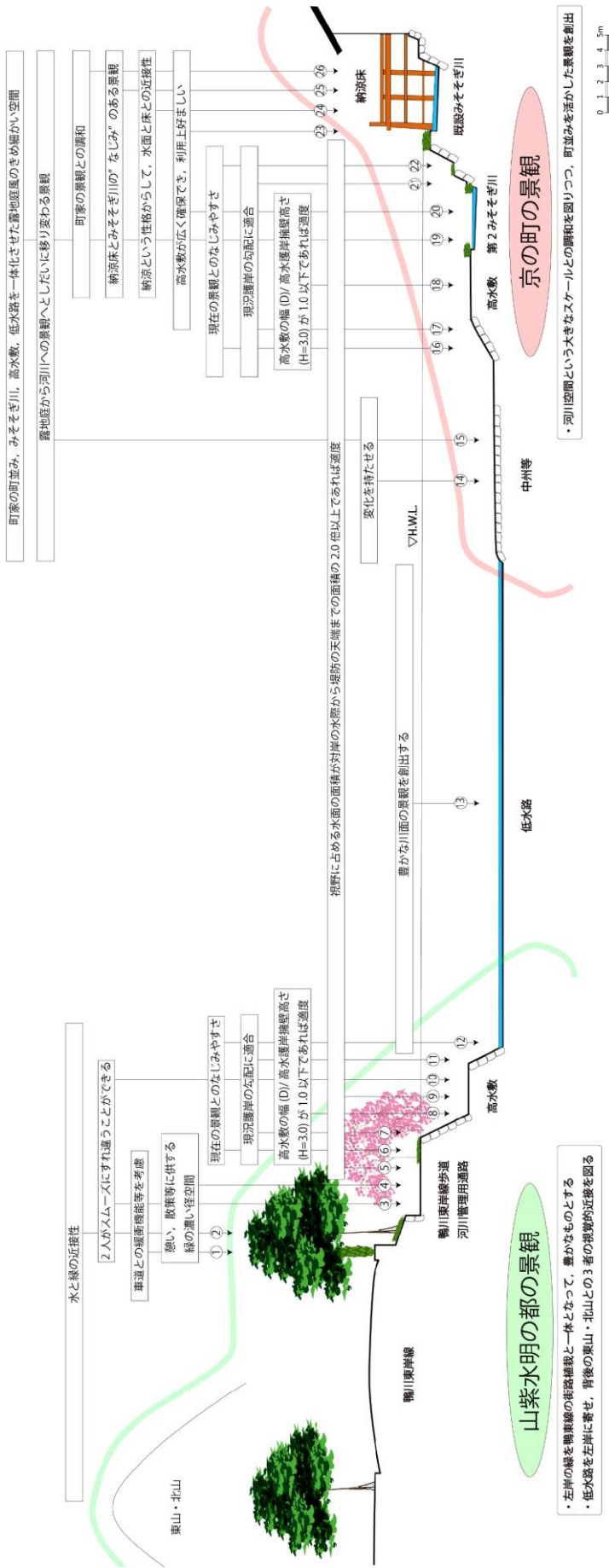


図-3 検討案②の断面図(模式図)

表3 検討案①第1図案の設計内容

①	切り下げた歩道の道路側には植栽による緑の壁、緑陰	⑨⑫	通常で4~5m、最小でも3mの通路幅員
②	3m以上の通行帯を確保	⑩⑪	低水護岸勾配は1:2低水護岸の上部は曲線 ※⑩⑪部は例外的に低水護岸勾配を採用
③④	都市計画道路(鴨川東岸線、幅員24m)の歩道部は、河川の計画高水位まで切り下げ	⑬⑭	低水護岸は教箇所において階段式護岸タイプ
⑤⑥	高水護岸勾配は1:0.5	⑮	高水護岸、中水護岸を設ける横断面タイプ
⑦⑱	できるだけ広い高水護岸を配置(複断面タイプ)	⑯	高水護岸は途中で2段に切り下げ、中水護岸を設ける低水護岸の延長現況の長さ程度
⑧⑲	コンクリートの露出を避ける/石垣、玉石張り		

表4 検討案①第2図案の設計内容

①	切り下げた歩道の道路側には植栽による緑の壁、緑陰	⑧⑩	コンクリートの露出を避ける/石垣、玉石張り
②	3m以上の通行帯を確保	⑨⑪	通常で4~5m、最小でも3mの通路幅員
③④	都市計画道路(鴨川東岸線、幅員24m)の歩道部は、河川の計画高水位まで切り下げ	⑫⑬	高水護岸から水辺までは緩傾斜護岸
⑤⑥	高水護岸勾配は1:0.5	⑭	現在の高水護岸を切り下げ、河床の切り下げを抑制
⑦⑱	できるだけ広い高水護岸を配置(複断面タイプ)		

表5 検討案②の設計内容

①	幅1.0mの遮断植栽空間や高水護岸可能な植樹帯(幅2.0m)を車道側に設置	⑬	床止め工を工夫してデザインされた地模様を演出
②	歩道の河川側には高木を植栽	⑭	低水路に州浜を設置/低水路においては、中州等・同岸を縮小渡りを設置
③⑧	歩道及び高水護岸は、3.0m以上の歩行空間を確保	⑮	低水路側には、州浜、自然石の護岸等を設置
④	「花の回廊」を設置	⑯⑰	低水護岸勾配は1:0.5あるいは1:2
⑤	歩道のレベルはH.W.L.以下とし、車道からの切り下げ高は、おおむね3.0m程度	⑱	高水護岸の幅は3.0m
⑥⑦	高水護岸勾配は1:0.5	⑲⑳	みそぎ川は現況を狭くして残すとともに、新たに高水護岸のレベルに敷設する2段構成
⑩	高水護岸のレベルは河床から2.0m高が基準	㉑	添景となる程度に高木を植栽

b) 検討案(1)の断面設定とその設計意図

検討案(1)にて示された第1図案と第2図案は、各設計意図に大きな差は見られないが、断面形状の一部が異なる案となっている。

まず、【現在の景観とのなじみやすさ】を考慮し【現況護岸の勾配に適合】させるため、戦前の鴨川改修計画と同様に、高水護岸勾配を1:0.5、低水護岸勾配を1:2(⑤)に設定している。これらは2図案に共通している。左岸側は、【河岸からの視点を下げる】ため、そして【堀込河道のイメージ緩和】のため、両案ともに複断面とし高水敷が設置されている(⑩⑪)。しかし低水護岸については、【人と水との物理的な近接を図る】ため、第1図案では階段式護岸を適宜用いている(⑫⑬)のに対し、第2図案では緩傾斜護岸が用いられ(⑩⑪⑫⑬)水面までのストロークが比較的長くとられている点が異なる。

右岸側は、第1図案では【堀込河道のイメージ緩和】と【レベルの違いによる景観の変化】のために、中水敷が設置されている(⑩⑪)。一方第2図案では、【水との視覚的な近接】を考慮した結果、切り下げた高水敷に第2みそそぎ川が新設され、高水敷からもみそそぎ川が見られるようにしている。

c) 検討案(2)の断面設定とその設計意図

高水・低水護岸の勾配については、検討案(1)と同様の設計となっている(⑥⑦⑩⑫⑬⑭⑮⑯)。

左岸側の設計においては、【視野に占める水面の面積が対岸の堤防の天端までの面積の2.0倍以上であれば適度】という設計意図のように、対岸(右岸)側からの見え方が大きく考慮されていることが特徴である(⑤)。

【水と緑の近接性】として、低水路の水面と「鴨川東岸線」兼「河川管理用通路部」の高木、さらには背後の東山・北山との視覚的な近接を図っている点も、同様である。これらは『山紫水明の都の景観』と称されている²⁹⁾。

以上の設計意図について、当時設計業務に従事した(株)空間創研の吉田氏からの証言をもとに補足する。設計案(2)では高水護岸を途中で切り下げ2段護岸とし、切り下げた部分に高水敷を設置するとともに、検討案(1)と比較して低水路を大きく左岸側に寄せている。当時は、河床切下げによって護岸が従前の鴨川より高く聳え立つことになり、人工的水路のような印象を与えてしまうことが危惧されていたという。そこで、右岸(納涼床)側から左岸方向への眺めにおいて、人工的な印象を与える護岸の占める面積をなるべく小さくするために、上記のような設計が採用されたという。また、左岸高水護岸肩のシダレザクラ植栽も、護岸に枝が垂れることで右岸側からの眺めの印象を柔らかくする効果を狙ったものであったという。

右岸側の設計においては、【町家の町並み、みそそぎ川、高水敷、低水路を一体化させた露地庭風のきめ細かい空間】【露地庭から河川への景観へとしだいに移り変わる景観】とあるように、河川空間を大きなスケールで捉え、背後地の町家と一体となった景観・空間構成が採られた。具体的には、露地庭のような舗装と低木植栽という、一般的な河川整備よりも細かなスケールのデザインが採用され(⑮⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖)、『京の町の景観』と表現された²⁹⁾。

d) 検討案(1)と検討案(2)の差異

最後に、両検討案の設計意図を比較する。

検討案(1)では、各設計意図が視野に入れている範囲が限定的で、各意図に対して部分的な設計操作で対応し、かつ各対応が互いに独立している傾向にある。一方、検討案(2)では、各設計意図が比較的広い範囲を視野に入れており、各部分を総合的に設計操作している傾向にある。それは河川空間内の要素にとどまらず、背後地や遠景までもが含まれる。

特に、【水との近接性】に関する両検討案の解釈の差が興味深い。検討案(1)においては、人と水の物理的な近さ(親水性)の実現に重きが置かれており、河川空間内の人が水面を視認し水際に近づけるための設計が行われていた。その結果、設計意図も各部分に個別に着目するものが多く、河川空間内で完結し閉じた設計となっていた。一方検討案(2)では、このような人と水との物理的な近さは右岸側のみ任せ、左岸側は敢えてこれらを考慮していない。その代わりに、特に右岸側から左岸側への眺めにおける水の見え方、遠景も含めた水と緑の視覚的な近接性を重視した、周辺環境に対して開かれた設計が行われていた。

5. 結論

本稿では、1987年から開始された戦後最大の鴨川改修計画に着目し、その内容と景観設計の変遷について明らかにした。

治水と景観を総合的に議論する場として設置された鴨川改修協議会での議論を受けて、景観計画は漸次変更されていった。検討案(4)が最終案として提言に盛り込まれたが、検討案(1)から検討案(2)にかけての基本設計の変更が、景観設計における最大の転換点であった。

検討案(1)では、設計の前提条件の整理により得られた課題やニーズに直接対応する形で「整備方針」が示されていた。「鴨川らしい景観の継承・発展させる」ことが謳われたが、鴨川固有の景観・空間構成を具体的に定義していたわけではなく、設計における情緒、自然性、

歴史性の欠如として受け止められた。また各部分に個別に着目した河川空間内で完結し閉じた設計となっていた。一方検討案(2)では、「整備方針」を示す前に新たに「基本方向／コンセプト」が追加設定され、それを受けた「整備方針」は「山紫水明の都」「水と緑に囲まれた径空間」など、鴨川の水面と左岸の高木や背後の東山・北山の緑といった具体的な景観の構成要素に言及し、「鴨川らしい景観」とは何かを明示していた。結果として、視覚面・空間面のなじみ・調和を達成する方策を提案でき、周辺環境に対して開かれた設計が行われていた。

以上の変遷を俯瞰すると、戦後の鴨川改修計画においては、検討案(1)の段階の丁寧な前提条件整理が基本設計に不可欠であったことはいまでもないが、協議会の議論が設計の方向性を決定するにあたり有効に働いていたことも指摘できる。具体的には、協議会内で出された「山紫水明」の語の持つ「山と川との一体的な美しさ」や鴨川固有の「鴨川越しに東山を望む」という捉え方を、設計者が「基本方向／コンセプト」として積極的にデザインやコンセプトに落とし込んで完成したものが、検討案(2)であった。よって両者の働きが、デザインの具体化や質の向上に大きく寄与することとなったといえるであろう。

検討案(2)以降も「鴨川らしさ」についての検討が行われていたが、これについては次稿にて取り上げることとしたい。

謝辞：本研究の遂行にあたり、京都府河川課及び京都土木事務所には、鴨川改修協議会の検討経過を学術的に整理し後世に残すという目的にご賛同いただき、調査協力と資料提供を頂いた。また、(株)空間創研吉田様、立花様および元京都府職員の方々にはヒアリング調査にご協力いただいた。記して謝意を表します。

参考文献

- 1) 国土交通省 国土技術政策総合研究所：国土技術政策総合研究所資料 景観デザイン規範事例集（河川・海岸・港湾編），国総研資料第434号，河川編pp.18-21，2008.
- 2) 林倫子：第九章 近代の都市河川「山紫水明」の風致と鴨川整備，田路貴浩，齋藤潮，山口敬太(編・著)，日本風景史 ヴィジョンをめぐる技法，pp.279-309，昭和堂，2015.
- 3) 白木正俊：鴨川高野川改修計画成立の政治過程，京都歴史災害研究，第17号，pp.9-21，2016.
- 4) 鶴田舞・萱場祐一：地域の個性と調和した水辺空間デザインに関する調査，景観・デザイン研究講演集，No.12，pp.129-136，2016.
- 5) 前掲2)
- 6) 前掲3)
- 7) 京都市・京阪電気鉄道株式会社：事業史 京阪本線連続立体交差事業，p.22，1991.
- 8) 京都府：第2回鴨川改修協議会議事録，pp.8-11

- 9) 前掲7)，p.25
- 10) 京阪電気鉄道株式会社：鴨東線建設史，pp.33-37，1991.
- 11) 鴨川改修協議会：鴨川改修のあり方について提言，1991.
- 12) 京都府：鴨川花の回廊
- 13) 京都府：昭和63年3月 鴨川景観対策検討調査委託（河62河企調第1号）整備計画検討案(1)，pp.1-32，1988.
- 14) 前掲13)，pp.33-63
- 15) 京都府：第3回鴨川改修協議会議事録，pp.32-45
- 16) 前掲15)，p.39
- 17) 京都府：昭和63年3月 鴨川中小河川改修工事調査委託 景観対策編（京63中改河第2号の1）整備計画検討案(2)，pp.39-86，1988.
- 18) 前掲17)，pp.11-18
- 19) 前掲17)，pp.21-30
- 20) 京都府：第4回鴨川改修協議会議事録，pp.51-52
- 21) 前掲17)，pp.21-23
- 22) 前掲17)，pp.24-25
- 23) 前掲13)，pp.31-32
- 24) 前掲17)，p.31
- 25) 前掲24)
- 26) 前掲22)
- 27) 前掲22)